

令和3年藤枝市議会
定例会2月定例会議案

令和3年2月15日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
第 1 号 議 案	令和 3 年度藤枝市一般会計予算	別冊
第 2 号 議 案	令和 3 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
第 3 号 議 案	令和 3 年度藤枝市土地取得特別会計予算	別冊
第 4 号 議 案	令和 3 年度藤枝市駐車場事業特別会計予算	別冊
第 5 号 議 案	令和 3 年度藤枝市介護保険特別会計予算	別冊
第 6 号 議 案	令和 3 年度藤枝市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
第 7 号 議 案	令和 3 年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計予算	別冊
第 8 号 議 案	令和 3 年度藤枝市病院事業会計予算	別冊
第 9 号 議 案	令和 3 年度藤枝市水道事業会計予算	別冊
第 1 0 号 議 案	令和 3 年度藤枝市下水道事業会計予算	別冊
第 1 1 号 議 案	令和 2 年度藤枝市一般会計補正予算 (第 8 号)	別冊
第 1 2 号 議 案	令和 2 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
第 1 3 号 議 案	令和 2 年度藤枝市土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 1 4 号 議 案	令和 2 年度藤枝市駐車場事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 1 5 号 議 案	令和 2 年度藤枝市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
第 1 6 号 議 案	令和 2 年度藤枝市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 1 7 号 議 案	令和 2 年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 1 8 号 議 案	令和 2 年度藤枝市病院事業会計補正予算 (第 3 号)	別冊
第 1 9 号 議 案	令和 2 年度藤枝市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 2 0 号 議 案	藤枝市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	1
第 2 1 号 議 案	藤枝市消防団条例の一部を改正する条例	2
第 2 2 号 議 案	藤枝市部設置条例の一部を改正する条例	3
第 2 3 号 議 案	藤枝市民体育館条例の一部を改正する条例	4
第 2 4 号 議 案	藤枝市武道館条例の一部を改正する条例	5
第 2 5 号 議 案	藤枝市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	6

第 2 6 号 議 案	藤枝市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	7
第 2 7 号 議 案	藤枝市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	8
第 2 8 号 議 案	藤枝市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	9
第 2 9 号 議 案	藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例	10
第 3 0 号 議 案	藤枝市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例	12
第 3 1 号 議 案	藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	13
第 3 2 号 議 案	藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例	15
第 3 3 号 議 案	市道路線の廃止について	23
第 3 4 号 議 案	市道路線の認定について	24
第 3 5 号 議 案	志太広域事務組合理約の変更について	25
第 3 6 号 議 案	令和 2 年度藤枝市一般会計補正予算（第 9 号）	別冊

藤枝市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

藤枝市固定資産評価審査委員会条例（昭和29年藤枝市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市消防団条例の一部を改正する条例

藤枝市消防団条例（平成 7 年藤枝市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 1 2 条関係）

年報酬額

職階	金額（年額）
団長	100,000 円
副団長	85,000 円
分団長	65,000 円
副分団長	50,000 円
班長	40,000 円
団員	30,000 円（機能別団員（市長が別に定める特定の活動に限り従事する団員をいう。）にあつては、15,000 円）

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市部設置条例の一部を改正する条例

藤枝市部設置条例（平成10年藤枝市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市民文化部」を「市民協働部

スポーツ文化観光部」に改める。

第 2 条中

「市民文化部

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び住居表示に関する事。
- (2) 市民協働に関する事。
- (3) 市民相談に関する事。
- (4) 自治振興、防犯及び交通安全に関する事。
- (5) 男女共同参画に関する事。
- (6) スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く。)
- (7) 文化に関する事(文化財の保護に関する事を除く。)
- (8) 地区交流センターの管理運営に関する事。

」を

「市民協働部

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び住居表示に関する事。
- (2) 市民協働に関する事。
- (3) 市民相談に関する事。
- (4) 自治振興、防犯及び交通安全に関する事。
- (5) 男女共同参画及び多文化共生に関する事。
- (6) 地区交流センターの管理運営に関する事。

スポーツ文化観光部

- (1) スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く。)
- (2) 文化に関する事(文化財の保護に関する事を除く。)
- (3) 観光・交流に関する事。
- (4) 中山間地の振興に関する事。

」に、

「商工業、労政及び観光」を「商工業及び労政」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市民体育館条例の一部を改正する条例

藤枝市民体育館条例（昭和48年藤枝市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1表を加える。

(5) 空調機

種類		単位	使用料（円）
競技場	冷房	1時間	1,620
	暖房	1時間	1,350

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

藤枝市武道館条例の一部を改正する条例

藤枝市武道館条例（昭和59年藤枝市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

(1) 競技場等

使用区分			使用時間		午前9時	午後1時	午前9時	午後6時	午後1時	午前9時
			午前9時 から午前 12時まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで		
第1 道 場	専用 使用	一般、 学生	円 2,200	円 3,300	円 5,500	円 3,830	円 7,130	円 9,330		
		児童、 生徒	1,100	1,630	2,730	1,860	3,510	4,610		
第2 道 場	個人 使用	一般、 学生	100	150		210				
		児童、 生徒	50	70		100				
第1会議室			1,310	1,750	3,070	2,630	4,400	5,710		
第2会議室			430	650	1,080	1,080	1,740	2,170		

(2) 空調機

種類		単位	使用料（円）
第1道場	冷房	1時間	670
第2道場	暖房	1時間	620

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

藤枝市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年藤枝市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年3月31日までの間、改正後の第4条第5項の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

藤枝市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年藤枝市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、改正後の第 6 条第 3 項の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

藤枝市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年藤枝市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年3月31日までの間、改正後の第6条第3項の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

藤枝市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年藤枝市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 4 条第 5 項の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例

藤枝市介護保険条例（平成12年藤枝市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「31,500円」を「32,100円」に改め、同項第2号中「40,950円」を「41,730円」に改め、同項第3号中「47,250円」を「48,150円」に改め、同項第4号中「52,290円」を「53,286円」に改め、同項第5号中「63,000円」を「64,200円」に改め、同項第6号中「72,450円」を「73,830円」に改め、同号ア中「（以下「合計所得金額」という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」を加え、同項第7号中「81,900円」を「83,460円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「97,650円」を「99,510円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「105,840円」を「107,856円」に改め、同項第10号中「113,400円」を「115,560円」に改め、同項第11号中「126,000円」を「128,400円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18,900円」を「19,260円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「25,200円」を「25,680円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「44,100円」を「44,940円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の藤枝市介護保険条例の規定は、令和3年度分の介護保険料から適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

- 第3条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての改正後の第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和4年」と読み替えるものとする。

藤枝市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例

藤枝市勤労者福祉センター条例（昭和 61 年藤枝市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表の(2)付帯設備等の表中

放送設備	1 式	530	体育室・研修室
映写機(16mm)	1 式	530	
スライド	1 式	530	
OHP	1 式	530	
ビデオ	1 式	530	会議室 1
コンセント	1 口	50	

を

放送設備	1 式	530	体育室・研修室
コンセント	1 口	50	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 3 1 号議案

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例(平成 6 年藤枝市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

高田地区計画区域	令和 3 年藤枝市告示第 号により地区整備計画が定められた区域
----------	---------------------------------

別表第 2 に次のように加える。

高田地区計画区域

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)
地区	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	外壁の後退距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	建築物の各部分の高さ
A 地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 倉庫業を営む倉庫 (2) 工場 (3) 前 2 号の建築物に附属するもの	200%	—	60%	—	3,000 平方メートル	2 メートル	—	—
B 地区	A 地区の項と同じ。	A 地区の項と同じ。	—	A 地区の項と同じ。	—	—	A 地区の項と	—	—

							同 じ。			
C 地 区	次に掲げる建築物 以外の建築物 (1) 住宅、共同住 宅、寄宿舎、下宿 (2) 店舗、飲食店そ の他これらに類す る用途に供するも ののうち、政令第 130条の5の3で 定めるものでその 用途に供する部分 の床面積の合計 500平方メートル 以内のもの (3) 前2号の建築物 に附属するもの	100%	—	50%	—	—	道路 境界 線ま での 距離 1メ ートル	—	—	—

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の第5の部(2)の項の備考を次のように改める。

備考

- 1 上の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合は、上の表に規定する手数料のほか、適合判定通知書の交付を受けた建築物1棟ごとに、次の表の左欄に掲げる特定建築物の部分の区分及び同表中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額の手数料を徴収するものとする。

特定建築物の部分	床面積の合計	手数料の額
特定建築物の非住宅部分であつて、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この項及び(3)の項において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	30平方メートル以内のもの	2,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	3,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	5,000円
	500平方メートルを超えるもの	10,000円
特定建築物の工場等の用途に供する部分	30平方メートル以内のもの	1,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,000円

	ル以内のもの	
	200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	1,000 円
	500 平方メートルを超えるもの	2,000 円

別表の第 5 の部(3)の項の備考を次のように改める。

備考

- 1 上の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあっては当該移転に係る部分の床面積の 2 分の 1 について算定する。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 3 項又は第 13 条第 4 項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合は、上の表に規定する手数料のほか、適合判定通知書の交付を受けた建築物 1 棟ごとに、次の表の左欄に掲げる特定建築物の部分の区分及び同表中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額の手数料を徴収するものとする。

特定建築物の部分	床面積の合計	手数料の額
特定建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	30 平方メートル以内のもの	2,000 円
	30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	2,000 円
	100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	3,000 円
	200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	5,000 円
	500 平方メートルを超えるもの	10,000 円
特定建築物の工場等の用途に供する部分	30 平方メートル以内のもの	1,000 円
	30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	1,000 円
	100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	1,000 円
	200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	1,000 円

	500 平方メートルを超えるもの	2,000 円
--	------------------	---------

別表の第 8 の部(1)の項の表中

床面積の合計が 300 平方メー トルを超えるもの	29,000 円	を	床面積の合計が 300 平方メー トルを超えるもの	17,000 円	に、
---------------------------------	----------	---	---------------------------------	----------	----

「120,000 円」を「118,000 円」に、「265,000 円」を「246,000 円」に、「93,000 円」を「94,000 円」に、「422,000 円」を「309,000 円」に、「156,000 円」を「120,000 円」に改め、同部(2)の項の表中

床面積の合計が 300 平方メー トルを超えるもの	17,000 円	を	床面積の合計が 300 平方メー トルを超えるもの	10,000 円	に、
---------------------------------	----------	---	---------------------------------	----------	----

「61,000 円」を「60,000 円」に、「133,000 円」を「124,000 円」に、「47,000 円」を「48,000 円」に、「214,000 円」を「156,000 円」に、「81,000 円」を「61,000 円」に改める。

別表の第 9 の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」に、「認定手数料」を「手数料」に改め、同部(3)の項中「第 3 6 条第 1 項」を「第 4 1 条第 1 項」に改め、同部(3)の項の表中「第 3 6 条第 1 項」を「第 4 1 条第 1 項」に、

床面積の合計が 300 平方メー トルを超えるもの	29,000 円	を	床面積の合計が 300 平方メー トルを超えるもの	17,000 円	に、
---------------------------------	----------	---	---------------------------------	----------	----

「120,000 円」を「118,000 円」に、「265,000 円」を「246,000 円」に、「93,000 円」を「94,000 円」に、「422,000 円」を「309,000 円」に、「156,000 円」を「120,000 円」に改め、同項を同部(5)の項とする。

別表の第 9 の部(2)の項中「第 3 1 条第 1 項」を「第 3 6 条第 1 項」に、「第 2 9 条第 3 項」を「第 3 4 条第 3 項」に改め、同項ア中「第 3 1 条第 1 項」を「第 3 6 条第 1 項」に、「第 3 1 条第 2 項」を「第 3 6 条第 2 項」に、「第 3 0 条第 2 項」を「第 3 5 条第 2 項」に改め、同項イ中「第 2 9 条第 1 項」を「第 3 4 条第 1 項」に改め、同項ウ中「第 2 9 条第 3 項」を「第 3 4 条第 3 項」に改め、同部(2)の項の表中「第 3 1 条第 2 項」を「第 3 6 条第 2 項」に、「第 3 0 条第 1 項第 1 号」を「第

35条第1項第1号」に、

床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	17,000円	を	床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	10,000円	に、
----------------------------	---------	---	----------------------------	---------	----

「61,000円」を「60,000円」に、「133,000円」を「124,000円」に、「47,000円」を「48,000円」に、「214,000円」を「156,000円」に、「81,000円」を「61,000円」に改め、同項を同部(4)の項とする。

別表の第9の部(1)の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項ア中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項イ中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同部(1)の項の表中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、

床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	29,000円	を	床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	17,000円	に、
----------------------------	---------	---	----------------------------	---------	----

「120,000円」を「118,000円」に、

床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この第9の表において「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては265,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては93,000円	を			
---------------------------	---	---	--	--	--

床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては246,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては94,000円	に、			
---------------------------	--	----	--	--	--

「422,000円」を「309,000円」に、「156,000円」を「120,000円」に、「265,000円」を「246,000円」に、「93,000円」を「94,000円」に改め、同項を同部(3)の項とし、同部に(1)の項及び(2)の項として次の2項を加える。

(1) 法第12条第1項又は法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性の判定（1件につき） 次の表に掲げる額

区分		手数料の額
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	17,000円
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の非住宅部分であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この項、(2)の項及び(6)の項において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この第9の表において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定にあつては94,000円、それ以外に規定する基準による判定にあつては246,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定にあつて

		は 120,000 円、 それ以外に規定 する基準による 判定にあつては 309,000 円
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	20,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	28,000 円

(2) 法第 12 条第 2 項又は同法第 13 条第 3 項の規定に基づく計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性の判定（1 件につき） 次の表に掲げる額

区分		手数料の額
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	6,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	10,000 円
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の非住宅部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	省令第 1 条第 1 項第 1 号口に規定する基準による判定にあつては 48,000 円、 それ以外に規定する基準による判定にあつては 124,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートル	省令第 1 条第 1 項第 1 号口に規

	を超えるもの	定する基準による判定にあつては 61,000 円、それ以外に規定する判定にあつては 156,000 円
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	11,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	16,000 円

別表の第 9 の部(5)の項の表の次に次の 1 表を加える。

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第 5 号）第 1 1 条の軽微変更該当証明書の交付（1 件につき） 次の表に掲げる額

区分		手数料の額
特定建築物の非住宅部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに規定する基準による判定にあつては 24,000 円、それ以外に規定する基準による判定にあつては 62,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに規定する基準による判定にあつては 30,000 円、

		それ以外に規定する判定にあつては 78,000 円
特定建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	5,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	8,000 円

2 (1)の項、(2)の項及び(6)の項に規定する手数料の額は、市が建築主の場合は免除する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止する。

路線番号	路線名	区間
50199	5地区199号線	高田191番1地先 高田1040番1地先
50200	5地区200号線	高田812番1地先 高田818番1地先

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	区間
20373	2地区373号線	高柳三丁目409番3地先 高柳三丁目409番15地先
20374	2地区374号線	小石川町四丁目147番10地先 小石川町四丁目147番7地先
50200	5地区200号線	高田188番2地先 高田818番1地先
70495	7地区495号線	志太三丁目167番地先 志太三丁目164番6地先

志太広域事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、志太広域事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

志太広域事務組合同規約の一部を変更する規約

志太広域事務組合同規約（昭和47年静岡県指令地第300号）の一部を次のように変更する。

別表第1中

「

し尿処理施設の建設、設置及び管理に関する事務	建設費、償還元金及び償還利息	施設ごと投入量割
	施設管理費	

」

を

「

し尿処理施設の建設、設置及び管理に関する事務費	施設ごと投入量割
-------------------------	----------

」

に改め、同表中備考5を削り、備考6を備考5とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の日前に稼働していたし尿処理施設の解体に要する経費及び解体までの維持管理経費の総額に対する負担区分については、この規約による改正後の別表第1の規定にかかわらず、施設稼働中の総投入量割（当該施設の稼働開始から廃止までの期間における関係市の浄化槽汚泥の投入量（生し尿の投入量を含む。）の総量の割合により算定した額による。）とする。

令和3年藤枝市議会定例会2月定例会議会 議案提案理由書（第20号議案～第35号議案）

第20号議案

行政手続における市民の利便性の向上のため、申請書等の押印見直し指針に基づき、押印を不要とする改正を行うものであります。

第21号議案

新たな消防団員の確保を促し、地域防災力の更なる充実に向けて、限定した特定活動等での参加を可能とする機能別消防団員制度を創設するため、新たに報酬を定めるものであります。

第22号議案

行政組織機構の改編に伴い、市民文化部を廃止し、市民協働部及びスポーツ文化観光部を新設するとともに、観光に関する分掌事務を産業振興部からスポーツ文化観光部に移管する改正を行うものであります。

第23号議案

藤枝市民体育館の新たな空調設備の使用料を定めるものであります。

第24号議案

藤枝市武道館の新たな空調設備の使用料を定めるものであります。

第25号議案から第28号議案

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関連する4本の条例において、サービス利用者の人権擁護、及び虐待を防止するための体制等を整備する改正を行うものであります。

第29号議案

第8次ふじえだ介護・福祉ぷらん21の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の介護保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令等の改正に伴い、介護保険料や保険給付の負担水準等において被保険者に不利益が生じな

いよう改正するものであります。

第 30 号議案

藤枝市勤労者福祉センターの付帯設備のうち、使用ができなくなった備品を廃止するものであります。

第 31 号議案

志太広域都市計画地区計画の都市計画決定に伴い、新たに高田地区計画区域における建築物の用途制限等を定めるものであります。

第 32 号議案

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、エネルギー消費性能基準へ適合させることが義務付けられる対象建築物が拡大されたため、適合審査を行う事務手数料を定める等の所要の改正を行うものであります。

第 33 号議案

市道仮宿下付田高田線の整備に伴い、路線を廃止するものであります。

第 34 号議案

開発行為及び市道仮宿下付田高田線の整備に伴い、新たに路線を認定するものであります。

第 35 号議案

新設のし尿処理施設の施設管理費について、その負担区分を各々の施設の受益者負担の考え方に基づき改正するとともに、既存施設の解体等に要する経費負担に関する規定を新たに加えるものであります。